

郡司成忠による水産事業と海軍

—辛亥革命期における台湾の対岸経営を中心に—

麓 慎 一

はじめに

歴史学者の幸田成友は、兄の郡司成忠を回顧した「仲兄郡司成忠」の中で、郡司成忠の留守中に町名番地などは間違いないが山本太郎宛の手紙が来たことがある、と記している。幸田成友は事情があって郡司成忠が姓名を変えて「南支那」に調査に行つたらしい、と推測している¹。

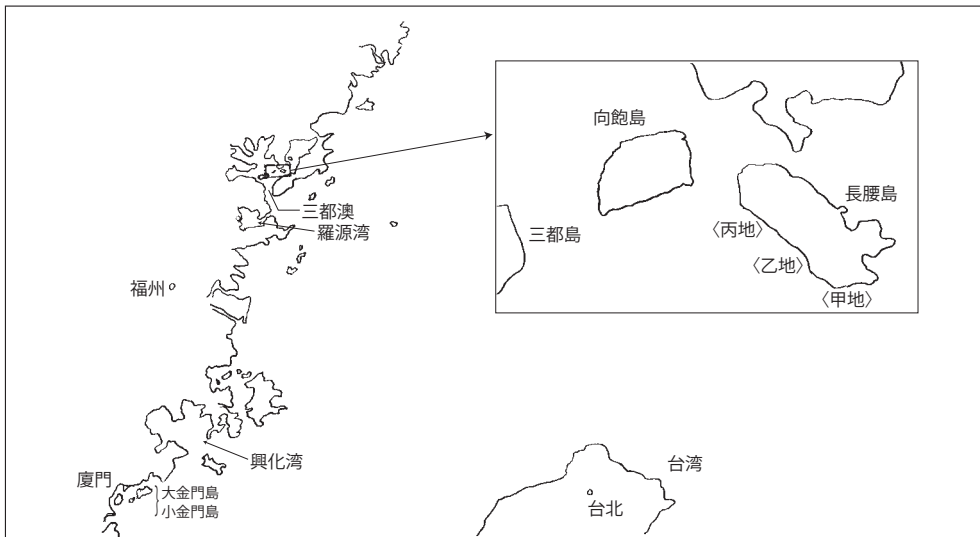
報效義会という組織を立ち上げて千島列島の開拓を推進した郡司成忠は、北進論の代表者の一人である。その一方で、彼は、明治45（1912）年2月に中国南方での水産事業に着手しようとした。彼のこの事業を考察し、その意義を解明することが本稿の課題である。

1 漁業調査の計画

郡司成忠は、明治45（1912）年2月10日、海軍

大臣の斎藤実に「至急親展」で二つの書類と近況を記した書翰を送った。二つの書類とは、「御内話実行方法予定」と「御内話実行予算調」である。まず、この二つの書類を考察する。

「御内話実行方法予定」は、五項目に分かれている²。(1)に、目的地の魚市場で魚類の取引慣習および魚の産地から市場への輸送方法と費用を調査する。(2)に、魚の産地で漁法や用具ならびに営業収支の概算を調査した上で、土地や家屋を買収して「入合漁業権」を獲得できるかどうかを調査する。(3)は、有望な漁場や乾場を抵当に資金を投資して得ることができる利益と損失の調査である。この投資については監督者として日本人を移住させることが条件になっている。(4)は、新しい漁場を発見して「新漁村」を建設することで生じる利益と損失の調査である。(5)は、「沿岸未開地」を買収して、そこで海産物と



陸産物を獲得することで「新村落」を建設できるかどうかの調査である。

この「御内話実行方法予定」によれば、目的地で漁業に参入するだけでなく漁業権の獲得や「新漁村」・「新村落」の形成について郡司成忠と斎藤実の間で話し合われていたことが分る。

次に「御内話実行予算調」である³。この予算書類は事業の必要経費を1500円と見込んだ上で、その内訳が六項目にわたって記されている。[1]は、東京から福岡までの一人分の旅費と福岡から馬関までの二人分の旅費の100円である。[2]は、[1]の帰路の旅費の100円である。[3]は、調査の日数を75日と見込んで二人分の旅費と宿泊費の600円である。[4]は、「常雇漁夫」を一人雇用するための給与と「臨時雇通訳」の給与の300円である。[5]は、調査に使用する道具代金と漁船の借入代金の150円である。[6]は、中国人の漁夫を臨時に雇い入れるための賃金および食料と漁業用の諸雑費の250円である。

この二つの書類は、海軍省の「南清沿岸漁業調査」と題する綴りの中に収められており、中国南方での漁業調査について斎藤実から「御内話」があり、その実施方法と予算を郡司成忠が示したものであった、と考えられる。

郡司成忠は、これらの二つの書類に書翰を同封した。その書翰は、斎藤実がこれらの書類の内容を了承したら「キメタコイ、サ。」と電報を打つように求めるものだった。斎藤実がこれらの書翰の内容を了承して「キメタコイ、サ。」と返信したのか否かは確認できないが、郡司成忠が2月14日と2月16日の両日、斎藤実に面会したことは斎藤の日記から確認できる⁴。

郡司成忠は、2月18日に東京を出発して中国に向かった⁵。彼の中国での活動は次節で考察する。ここでは海軍次官の財部彪が、明治45(1912)年2月22日、馬公要港部司令官の小泉籙太郎と第三艦隊司令官の河島令次郎に送った電報を取りあげる⁶。この電報は、郡司成忠の漁業調査が海軍の中でどのように位置づけられていたのかを示している。この点を解明する。

財部彪は、この電報で二人に以下の三点を伝達した。第一は、退役軍人の郡司成忠が「清国ノ南部沿岸」での「漁業調査」のために2月18日に日本を出発したことである。第二は、この調査が「素ト海軍ノ創意」によるものなので、できるだけ郡司成忠に便宜を与える、という指示である。第三は、郡司

成忠が山本太郎という匿名で活動する、という点である⁷。この電報の中で特に留意したいのは、第二の郡司成忠の漁業調査が「素ト海軍ノ創意」と表現されていることである。すなわち、彼の漁業調査は海軍の発案によるものだったのである。

この点を踏まえた上で、海軍の漁業調査の企図を解明するためにこの電報の下書きを取りあげる。この下書きと実際に出された電報の三つの違いを示す⁸。第一に、下書きでは調査の予定地が「清国閩浙沿岸」であったが、電報では「清国南部沿岸」である。第二に、下書きには電報で削除された郡司成忠の同行者の平田時次郎(匿名)の氏名が記されている。第三に、下書きでは郡司成忠の調査が「別紙覚書ノ要領」に基づいて行われる、と記されている。

ここで注目したいのはこの第三の「別紙覚書ノ要領」である。この「別紙覚書」を次に考察する。この「別紙覚書」とは、海軍の罫紙に記された「清国閩浙沿岸ニ於ケル漁業調査ニ関スル覚書」(以下「清国閩浙沿岸覚書」と略す)を指している⁹。「清国閩浙沿岸覚書」の冒頭には「郡司大尉ニハ本覚書中必要ノ部分ノミヲ白紙ニ認メ交付ス」とあり、さらに「但シ海軍等ノ文字ヲ除ク様改作」と記されている。この調査が海軍によって企図されたものであることが分らないように書き改める、という指示である。実際、この「清国閩浙沿岸覚書」の必要部分が「南部支那沿岸漁業調査ニ関スル覚書」(以下「南部漁業覚書」と略す)と題して白紙の用紙に書き改められて郡司成忠に交付される¹⁰。

先ず、海軍の罫紙に記された「清国閩浙沿岸覚書」を考察し、次に郡司成忠に示される「南部漁業覚書」を検討する。「清国閩浙沿岸覚書」には以下の七点が記されている。

第一条は、閩浙沿岸地域での漁業調査が必要な理由とその方法である。辛亥革命による中国の動乱の中で列国が「利権ノ獲得ニ熱中」している。日本も閩浙沿岸を始として各方面から「平和的利権ヲ扶植」して列国に対して断乎たる優越的地位を獲得する必要がある。そして、その沿岸の枢要の地点を問題が発生した時に利用できるよう準備しておく必要がある。漁村を立ち上げて要地を買収するか、中国の漁民に投資するのが、この目的を達成する有効な方法である。そのために「閩浙沿岸漁業ノ実況ヲ調査」する。これが漁業調査を海軍が必要とする理由とその方法であった。

第二条は、調査地点である。調査の地点を「閩浙沿岸一帯」とし、その中でも海軍にとって重要な港

湾に置く、と記されている。その港湾とは、三都澳・羅源湾・興化湾・金門島とその付近である¹¹。

第三条は、第二条の諸港湾の中で、将来、日本の利権の扶植を希望する地域である。①は、三都澳の長腰島と向飽島の全部および三都島南岸の一部とその対岸である。②は、羅源湾のBlack SaddleからWindward 港までの沿岸一帯である。③は、興化湾であるが、「精測図」がないとの理由で具体的な地点は示されていない。④は、金門島とその付近である。具体的には大金門島南西角のFort 港の一帯と小金門島の東岸一帯である¹²。

第四条は、七点にわたる調査方針の概要である。①は、目的地附近の魚市場における取引習慣および魚の産地から市場への運搬方法やその費用の調査である。②は、魚の産地での漁法や用具および営業収支の概要と土地や家屋を買収して「入会漁業権」を獲得できるかどうかの調査である。③は、有望な漁場や乾場を抵当に有利な条件のもとで投資を行うことができるかどうかの調査である。④は、「新漁場」を探查してそこに「新漁村」を建設することで得られる利益と損失の調査である。⑤は、「沿岸ノ未開地」を買収し、そこで海産物と陸産物を獲得して、「新村落」を建設できるかどうかの調査である。⑥は、閩浙沿岸の魚類の需用地の調査である。具体的にそれらの魚類を長江一帯と北清地方に移出することで得られる利益と損失の調査である。⑦は、沿岸一帯の治安の状況と日本の軍艦が海賊を取り締まるためとして派遣されたときに、その地域の住民が抱くであろう感情の調査である。以上が調査の方針の概要である。

第五条は、調査をその往来も含めて約75日で実施し、これは「緊要ノ調査」なので迅速に報告する、という指示である。

第六条は、現在、福建省では日本に対する「恐怖ノ念」を持っている人がおり、それをアメリカ人の宣教師が利用しようとしているので慎重に調査する、という注意である。

第七条は、この調査の協力を馬公要港部司令官と第三艦隊司令官にさせる、という指示である¹³。

次に、この七条の「清国閩浙沿岸覚書」が改訂されて郡司成忠に示された四条にわたる「南部漁業覚書」を考察する。その第一条は、「清国閩浙沿岸覚書」の第二条と第三条で示された調査の対象地域を「閩浙沿岸一帯ノ地方」にすることであり、特に三都澳・羅源湾・興化湾および金門島とその付近を詳細に調査する、という指示である¹⁴。第二条は、「清

国閩浙沿岸覚書」の第四条で示された七項目の調査の方針概要である。第三条は、「清国閩浙沿岸覚書」の第五条で示された調査をその往返も含めて75日で実施し、迅速にそれを報告する、という指示である。第四条は、「清国閩浙沿岸覚書」の第六条を踏まえて、調査対象の地域の官憲と住民の感情に配慮する、という注意である¹⁵。郡司成忠にこのような中国南方での調査方針が示された。

2 漁業調査の実施

郡司成忠の中国南方での漁業調査を考察する。海軍大臣の斎藤実は、明治45(1912)2月17日、外務大臣の内田康哉に^(郡司成忠)山本太郎と平田次郎の二人が公務ではないものの「^(海軍省)当省ノ用務」によって清国に出張するので海外旅券を「至急」交付してほしい、と要請した。外務省通商局は、即日、二人に旅券を発給し、それを海軍省に伝えた¹⁶。

郡司成忠は、2月24日、上海に到着し、有吉明上海総領事に面会して「某大臣ノ秘密訓令」による任務を帯びている、と述べるとともに海軍次官の財部彪の紹介状を示した。さらに彼は、有吉総領事に浙江省の楽清湾付近の人民を動揺させ、その機会に乗じて海軍の陸戦隊を上陸させる、という計画を伝えた。しかし、有吉総領事はこれを取り合わなかった。郡司成忠は憤慨して立ち去るのであるが、このことは海軍には秘密にしてほしい、と有吉総領事に依頼して同地を2月27日に出発した¹⁷。

上海に滞在していた第三艦隊司令官の河島令次郎からこの報告を受けた海軍次官の財部彪は、明治45(1912)年2月29日、上海の加藤壯太郎海軍中佐を通じて河島令次郎に次のように返電した。郡司成忠は「秘密訓令」を受けておらず、彼の有吉総領事への発言は「海軍ノ与り知ラサル所」なので、これらの点を有吉総領事に「内告」する。その上で財部彪は、海軍が郡司成忠に命令した事案は外務省には伝えてあるが、有吉総領事の管轄地域外のことなので彼にこのことを説明する必要はない、とも記している¹⁸。

郡司成忠の活動に戻る。彼は上海を出発して、明治45(1912)年3月1日、廈門に到着した。廈門領事の菊地義郎は、3月4日、外務大臣の内田康哉に^(郡司成忠)山本太郎廈門ニ関スル件」を提出して、郡司成忠が、3月1日、彼に発言した内容について照会した。まず、郡司成忠と菊地領事の会話の内容を確認する。郡司成忠は次のように述べた。山本太郎は偽名で自分の実名は郡司成忠である。海軍大臣の斎藤

実の「密命」を受けていて、廈門の興化湾付近で2000人から3000人が収容できる移住地を作り、その保護を名目に軍隊を上陸させる。このために「表面上」事業を行う必要があるため視察を行った。事業として漁業は見込みがなく真珠の養殖が適当なようである。郡司成忠は、このように述べた上でこの事業への援助を菊池領事に求めた。菊池領事は次のように返答した。これまで「南清経営」には、外務省・海軍省・台湾総督府が関与してきた。それゆえ「南清経営」において「特別ノ目的」がある事案については、外務省から自分のところに「内訓」などがあるはずであり、さらに郡司の発言は「漠然タル計画ニ過ギ」ないので、それについて言及することはできない。もし「特別ノ援助」を与えるにしても外務省からの「内訓」が先決である。郡司成忠は、すでに事業の概略については海軍省と台湾総督府に打ち合わせてある、と主張したが、それ以上は食い下がり立ち去った。菊池領事は、このようなやり取りを記したうえで、郡司成忠が、3月4日の早朝に「魚族視察」の名目で金門島に出張し、2日ないしは3日ほど滞在する予定である、と外務大臣の内田康哉に報告している¹⁹。

郡司成忠の廈門での言動も上海のそれと同様、外務省や海軍省に報告された。海軍軍務局長の柄内曾次郎は、明治45（1912）年3月14日、廈門領事館附で廈門から福州に向かう予定の山川端夫参事官へ外務省に報告された上海総領事館および廈門領事館での郡司成忠の発言内容は事実無根であり、事情は山川端夫が承知している通りなのでそのことを総領事たちに開陳するように指示した。さらに柄内曾次郎は、郡司成忠の言動が疑惑や不審を招かないように斎藤実海軍大臣が望んでいることを彼に伝えるよう山川端夫に依頼した²⁰。

一方、郡司成忠は、明治45（1912）年3月13日、廈門から海軍大臣の斎藤実に銅山港の視察のために駆逐艦不知火の使用の許可を求めた²¹。次官の財部彪は、同日、馬公要港部司令官の小泉鏖太郎に郡司成忠の銅山港の視察のために駆逐艦東雲を汕頭から廈門に派遣し、同艦ないしは不知火をそれに協力させるよう指示した²²。郡司成忠は、3月17日の早朝に東雲に乗船して廈門を出発し、同日の午後二時に銅山港に到着した。翌日の3月18日には視察を終了して汕頭に戻っている²³。

さらに財部彪は、3月29日、狭間光太第十駆逐隊司令官に郡司成忠の視察に便宜を図るように指示するとともに「三都澳内長腰島ハ特ニ充分ノ調査ヲ

遂ケラルルコトヲ望ム」と郡司成忠に伝えるように求めた²⁴。この長腰島を郡司成忠が視察したことを示す史料は見出せなかったが、後に彼が長腰島の南部の確保を具体的に主張していることから、実際に視察を行った、と推定される。その後、郡司成忠は、4月23日に廈門を出発して台湾に向かった²⁵。

3 漁業計画の進展

郡司成忠は、明治45（1912）年5月2日、清国から東京に戻り海軍大臣の斎藤実に面会して復命した²⁶。この後、郡司成忠が調査した浙江省および福建省での漁業計画が、彼と海軍の間で話し合われる。この点を次に考察する。

海軍次官の財部彪は、5月31日、「閩浙沿岸漁業保護」の名目で機密費から3万円を郡司成忠に渡すとともに「契約書」に調印している²⁷。さらに財部彪は、3日後の6月3日、郡司成忠と事業家の愛久沢直哉や海軍の東郷吉太郎らを水交社に集めて宴会を催した²⁸。この愛久沢直哉という人物は、明治35（1902）年7月に福建省の閩江上流地域の樟木を取り扱うために三五公司を廈門に設立した人物である。この樟木事業は台湾総督府の対岸経営と密接な関係をもっていた²⁹。一方、東郷吉太郎は、台湾総督府海軍参謀長である。彼は、この宴会の二日後の6月5日に「廈門福州地方派遣」が内定し、6月18日には軍令部出仕になった。財部彪の仲介で郡司成忠が宴席を共にした二人は、福建地域と深い関係をもつ人物だった。

財部彪が、郡司成忠にどのような活動をさせようとしていたのか、そしてなぜ愛久沢直哉や東郷吉太郎との宴席を設けたのか、という点を考える。この点を明らかにするために愛久沢直哉が、大正1（1912）年11月27日に廈門から財部彪に送った書翰を取りあげる³⁰。彼は、この書翰で財部彪に東京で依頼された「海担地借入」と「山本氏トロール事業」の状況について報告している。この「海担地」とは海站地と推定され、船舶の寄港地ないしは補給地のことである。彼は次のように記している。廈門に戻った後、ドクラス汽船会社を買弁に薛榮谷の名義で福建海産会社を設立して、台湾人の殷雪圃に実務を担当させた。表面上はこの会社の依頼を受けて郡司成忠がトロール漁業を行うが、実際には密約を締結して実権の全てを郡司成忠のものにする。この福建海産会社は、手数料を徴収して漁獲物を販売する³¹。このように愛久沢直哉は、財部彪から依頼された事業の状況を記した上で、この数週間前に福建海産会

社の準備と密約の案文の調整ができた、と報告している。

財部彪が郡司成忠にさせようとしていた事業の内容を明らかにすることができた。さらに財部彪がこの事業のために行っていた準備を紹介する。彼は、大正1（1912）年9月3日、内田嘉吉台湾総督府民政長官にこの事業について次のように書き送っている。台湾総督府海軍参謀長の東郷吉太郎から、すでに聞き及んでいるであろうが、山本太郎という人物が福建沿岸での「企業ノ目的」のために台湾經由で同地に向かう。海軍省はこの「事業ノ性質」が国家の将来にとって有益である、と考え彼に援助を与える。そこで同人と台湾で面会し、この事業に必要な指導と彼の要望にできるだけ応じてほしい³²。この財部彪の書翰によれば、海軍はあくまで山本太郎、すなわち郡司成忠の事業を後援する、という位置づけになっている。このように財部彪は、郡司成忠の活動を陰に陽に支えた。

次に郡司成忠の中国南方での活動を考察する。台湾総督府民政長官の内田嘉吉に郡司成忠のことを伝えていた台湾総督府海軍参謀長の東郷吉太郎の二つの報告書を素材にこの点を分析する。第一は東郷吉太郎が、大正1（1912）年9月22日に、第二は彼が、同年10月30日に財部彪に提出した報告書である。すでに愛久沢直哉が、11月27日、財部彪に出した書翰から、郡司成忠や愛久沢直哉にさせようとしていた事業の概要は示した。これらの二つの報告書は、この事業の経過を示すものである。

第一の「漁業ノ件」と題した9月22日付の報告書で東郷吉太郎は、廈門に到着した郡司成忠が愛久沢直哉と協議した事案を三点にわたって報告している。第一に、中国人の薛と台湾籍の林という人物に廈門で漁業会社を設立させる。そして、郡司成忠をその漁業会社の「教習技師」として招聘する。彼が率いる部下は、その会社で「監督教習」を行う。第二に、資本金は郡司成忠が出資して、会社の規定などは薛と林で作成して郡司の同意を得る。第三に、漁船を廈門沖から北進させるとともに三都澳の長腰島で漁業用地を会社が購入し、台湾籍の林の所有とする。郡司成忠は、廈門での漁業活動のために愛久沢直哉とこのように協議したのであった³³。

第二の「福建ニ於ケル漁業ノ件」と題した10月30日付の報告書を取りあげる。東郷吉太郎は、次のように記している。郡司成忠と愛久沢直哉の「漁業発展ノ方針」とその「実施」の見通しは立っておらず、さらに資金の準備もできていない。この資金

について郡司成忠は、漁業会社が設立されてその規定などが決定したら有力者に投資を請うと述べるとともに、岩崎家には出資の意向があると発言した。東郷吉太郎は、郡司成忠の見通しの甘さに警戒感を抱いたらしく、郡司成忠がこの事業から手を引いても問題が生じないように愛久沢直哉と水産事業について話し合った。その上で、東郷吉太郎は、財部彪に郡司成忠の「金主」を東京で得るように求めた³⁴。

郡司成忠の長腰島での漁業計画を東郷吉太郎が財部彪に提出した9月22日と10月30日の報告書に依拠しながら考察した。これらの報告書によれば、少なくとも東郷吉太郎は、郡司成忠の漁業計画の実現性が高いとは考えていなかったことが分る。郡司成忠の漁業計画は、それ自体、堅実なものではなかったようであるが、さらにその実現を困難にする事態が発生した。次にこの問題を取りあげる。

4 漁業計画の中止

愛久沢直哉が、11月27日に財部彪に出した書翰を再び取りあげる。愛久沢直哉は、福建海産会社によるトロール漁業は当面、中止して「海担地」の獲得をこの会社の事業と切り離して行うことを財部彪に提案した。なぜ、漁業計画の中止を彼は提案したのであろうか。東郷吉太郎が愛久沢直哉に郡司成忠が撤退しても水産事業ができるように考えていたことから、郡司成忠の事業計画の脆弱性がその要因であったことは想定できるが、それだけが理由ではなかった。

これには、大正1（1912）年11月3日に締結されたロシアとモンゴルの「露蒙修好協定及附属通商議定書」（以下「議定書」と略記する）が関係していた。この「議定書」が南方の中国人に日本への猜疑心を抱かせることになったのである。この「議定書」が一連の日露協約の延長線上にあると捉えられたのである。この点を説明する。第一次日露協約は、明治40（1907）年7月30日、満洲をロシアと日本が南北に分割して相互の勢力範囲を決定し、さらに外モンゴルにおけるロシアの特別利権を承認した。第二次日露協約は、その三年後の明治43（1910）年7月4日に締結され、日本とロシアの相互の利益を擁護し防衛することを規定した。さらに、第三次日露協約は、明治45（1912）年7月8日に締結され、内モンゴルを北京の経度で東西に分割して相互の特殊利益を承認した³⁵。すなわち、「議定書」は、中国人に外モンゴルにおけるロシアの権限の拡大や強化と理解され、さらにそれがロシアにモンゴルの権

益を日本が承認してきた日露協約の延長線上にある、と捉えられたのである。そして、この「議定書」が日本の指図によるのではないのか、という疑念が中国人社会に生じ日本製品の不買運動などを計画する者が出てきたのである。

愛久沢直哉は、このような情勢の中で郡司成忠がトロール漁業を行う福建海産会社が注目されており、会社を設立しても妨害が予想される、と考えた。さらに、もしもこの会社が「海担地」を占拠すれば、中国人の疑惑をさらに生じさせ、関係各方面に支障を生じさせることになる、と懸念を財部彪に伝えた。その上で彼は、これらの点について郡司成忠にはその概要しか伝えていないので、財部彪から郡司成忠に詳細を伝えてほしい、と依頼した³⁶。

この愛久沢直哉の漁業計画の中止と「海担地」を単独事業として進める提案について財部彪がどのように判断したのかは不明である。しかし、この漁業計画に大きな変更が加えられたことは確認できる。この点について、第一に長腰島での土地取得の動向を、第二に翌年、すなわち大正2(1913)年の郡司成忠の活動を中心に考察し、その変更の内容を明らかにする。

第一の長腰島での土地の取得の動向を考察する。東郷吉太郎は、大正1(1912)年11月24日、財部彪に長腰島での土地収用を「海軍駐在官」にやらせてほしい、と申し入れた。彼は、これについて「成算アリ」と自信を示し、買収金額の上限を照会するとともに異存がなければ愛久沢直哉と事業についての協議を開始する、と打電した³⁷。財部彪は、翌日の11月25日、東郷吉太郎に「如何ナル方法ニテ買収スル心組ナリヤ」と返電してその方法を通知するように求めた。その上で、財部彪は「海軍駐在官」として東郷吉太郎が土地の取得を試み、もしも失敗して中国人の反感を惹起すれば、土地の取得の可能性が失われるので「海軍駐在官」の名義を公にすることは許さなかった。財部彪は、もし海軍が必要としている長腰島南半分の南西方面で都合良く土地が獲得できるようなら郡司成忠が出す資金以外に海軍省からも1万円を出す用意があるとも伝えた。さらに財部彪は買収を実行する前に「買収ノ方法」・「土地ノ広サ」・「地点等ノ概要」を報告して承認を得るように求めた³⁸。

この指示を受けとった東郷吉太郎は、大正1(1912)年11月29日、財部彪に返書して土地収用についての現状と方法を次のように詳細に説明した³⁹。まず、東郷吉太郎は現状について「愛久沢ニ依頼シ

タイル^(郡司)山本氏事業ノ件先ツ見込無之」と、郡司成忠による漁業が成功する見込みがないことを明記し、さらに福建においても日本人が関係した事業、それ自体が困難な状況にあると報告した。そして、彼は三都澳での土地収用を次のように提案した。先ず「土地収用ノ順序」についてである。琉球藩主が起業した福州の丸一洋行の買弁の使用人に土地を買収させる。この買弁の使用人は買弁の商業計画の一環として土地を取得する。買弁は丸一洋行の支配人の商業計画は知っているが、それが海軍の駐在武官の事業であることは知らない。そして、この買収した土地について日本人と永代借地契約を結ばせる。このような方法は、この土地買収が日本の海軍の駐在武官による計画であることを隠せるだけでなく、日本人には「土地買収ノ権利」がない、として中国側からの計画の中止要請を回避することもできる。次は、収用する土地の選定と評価である。長腰島で取得を目指す土地は同島の南岸で、南方から〈甲地〉・〈乙地〉・〈丙地〉の三箇所が検討された。郡司成忠が希望したのは丙地だったが、東郷吉太郎は平地の獲得、埋立の容易さ、大型船の停泊の便宜などから甲地を第一候補としてあげた。彼は、甲地・乙地・丙地を同時に買収することは中国人の疑惑を惹起することになるので、先ず一箇所を獲得してそれ以外の場所では商業活動を行って影響力を拡大していく、という方法を示した。さらに東郷吉太郎は土地の買収が秘密裡にはできないことを理解し、その土地の長老を抱き込んで、魚の干場や塩魚製造などの事業の実施を伝えるとともに長老や村民にも利益があることを宣伝する、という方策を示した。さらに、郡司成忠が漁業を行わなくても丸一洋行の指導のもとで中国人に行わせる、と郡司成忠の事業からの排除をおわせた⁴⁰。このように東郷吉太郎は、土地の取得と漁業活動の見通しを詳細に財部彪に伝えた。

次に、大正2(1913)年における郡司成忠の活動である。東郷吉太郎は、3月11日、福州から海軍省副官の森山慶三郎に「山本^(郡司)此辺ニ漁業ヲナス見込アルヤ」と照会の電報を送った⁴¹。海軍はこの照会に、3月14日、愛久沢直哉が郡司成忠の漁業の早急な着手は得策ではなく、しばらく「時機」を待つべきである、という意見なのでそれが実行に移されていないことを伝えるとともに、郡司成忠がその「時機」を台湾方面で待つために向かっている最中であり、現在、九州沿岸にいと返電した⁴²。

郡司成忠は、大正2(1913)年1月21日、品川を開南丸で出航してこの時、長崎に滞在していた⁴³。

長崎市樺島町地伊豫屋方に滞在していた郡司成忠は、4月26日、財部彪に愛久沢直哉から「何トカ知ラセアリシヤ」と照会する電報を出している⁴⁴。財部彪は、同日の4月26日、郡司成忠に愛久沢直哉から連絡がないことを伝えるとともに、打ち合わせのために上京するように求めた⁴⁵。郡司成忠は、上京して4月30日に斎藤実と面会している⁴⁶。その後、郡司成忠は、南開丸で再び東京を出発し、5月15日、台湾の基隆に到着した⁴⁷。

台北庁長の井村大吉は、5月19日、台湾総督府の亀山理太郎警視総長に「開南丸ニ関スル件」を出して郡司成忠の活動について台湾の「沿岸ノ珊瑚嶼探検」や「潮流調査」などを任務としていて「軍事上探検ノ意味」もあると報告し、内偵によれば三箇月以上の食糧を準備しておりフィリッピンの上での軍事調査を任務にしているのかもしれない、との推測も記している。『台湾日日新報』も5月17日付で「海南丸入港」と題する記事を掲載して郡司成忠が天候の回復をまってフィリッピンに向かうことを報じている⁴⁸。

財部彪に阿久沢直哉から事業についての通知の有無を照会したように、郡司成忠は長腰島で漁業を行う意志を持っていた。しかし、彼は、台湾に到着したものの長腰島での漁業を実行に移すことはなかった。彼の事業の断念には東郷吉太郎が関係していたようである。この経過を次に考察する。

まず、東郷吉太郎の長腰島の買収の結果について確認する。東郷吉太郎は、大正2(1913)年3月10日、海軍大臣の斎藤実に「長腰島買収ノ件」を出して長腰島の買収の成功を次のように伝えた。中国人の梁世華に「丸一洋行支配人桃原良弘商業用地」として8000円で土地を買収させた。梁世華はこの買収が日本の海軍と関係があるとは知らない。このように東郷吉太郎は秘密裡に土地が買収できたことを報告した⁴⁹。

土地の買収が成功し事業が展開するよう思われた⁵⁰。しかし、これが海軍の企図によるものであることを福州の新聞が探知して報道した。事態は急転した。福州の副領事の土谷久米蔵が、3月17日、外務大臣牧野伸顕に提出した「三都澳ニ海軍用地買入ノ件」によれば、彼はこの状況を受けて東郷吉太郎と協議し「土地ニ対シ当分何等ノ施設又ハ踏査等ヲ為サザル事」を借地人の丸一洋行支配人の桃原良弘に命じた、とある⁵¹。土地の買収には成功したが、事業に着手することは困難になったのである。

その後、東郷吉太郎は、6月1日、廈門から郡司

成忠に書翰を出している。次のように記されている。東郷吉太郎は、秀島成忠台湾総督府参謀長から郡司成忠が愛久沢直哉と自分に連絡して廈門に寄港し、この事業を公表して中国人と連携して活動しようとしている、と聞き読んだ。彼は、このような郡司成忠の考えは現在の中国の状況から時宜に適したものではなく、もし失敗すれば、それは「帝国ノ威信」に関係するのであり、この地域の日本人に禍が及び「面白カラザル結果」となるので「今其時機ニアラズ」と秀島成忠に回答した。このように彼は郡司成忠に通知した。さらに、東郷吉太郎は、郡司成忠が台湾のみならず廈門でも注目を浴びていることを指摘した上で、しばらくは「当地方ニハ御近寄りナキ方得策」と提言し、今回、郡司成忠が行おうとしているサンゴの採集事業について台湾総督府も期待しており、もしもそれが進捗すれば日本国内で販路を得ることができ台湾において報効義会の基礎を固めることができる、と活動の変更を示唆した。そして、機会があった場合に台湾の対岸事業に着手しても遅くはない、と時機を待つように求めた。このように東郷吉太郎は郡司成忠がこの地域に来ること、それ自体を拒否したのであった⁵²。

郡司成忠は、大正2(1913)年6月18日、台湾の海軍司令部で「台湾海峡珊瑚礁探検」について次のように話している。サンゴを中国大陸に接する海域で採取することを目的としていたが、それは好結果を得られず、むしろ台湾の近海が有望である。また、台湾の対岸の中国大陸にあっては現段階では起業は不利なので、事業は中止してこれから南西諸島を探索して内地に戻る⁵³。この郡司成忠による南西諸島の調査の実態は不明である。

郡司成忠が乗船した開南丸は、大正2(1913)年10月9日、三重県の鳥羽港の菅島で座礁してしまった。彼は、10月21日に同地を出発して帰京の途についている⁵⁴。開南丸を失ったことは彼と報効義会にとって大きな痛手になった⁵⁵。

おわりに

本稿の課題は、郡司成忠の水産事業を考察し、その意義を明らかにすることだった。以下のようにまとめることができる。郡司成忠は海軍の指示で台湾の対岸での水産事業を計画した。これは辛亥革命を受けて日本政府、とりわけ海軍が台湾の対岸で利権を獲得するための施策の一つだった。日本の辛亥革命後の中国南方での利権の獲得において鉄道敷設や貯炭所の設置が表面の活動だとすれば、郡司成忠の

水産事業は裏面のそれと位置づけられるであろう。これが彼の水産事業の意義である

千島列島の開発を中心とした北進論の一人として位置づけられている郡司成忠は、この時期、海軍の中国南方における政策の一端を担っていた。郡司成忠が山本太郎という偽名で活動したように秘密裡の活動であり、それは「特務」であった。おそらく郡司成忠が選抜されたのは千島列島を中心とした報效義会での水産活動の経験が見込まれたからであろう。

¹ 「家兄を憶ふ」(広瀬彦太『郡司大尉』[鱗書房, 1939年]「仲兄郡司成忠」と改題して『幸田成友著作集 第七巻』[中央公論社, 1972年, 107頁]に再録)。

² 「南清沿岸漁業調査」(『(自) 明治44年～(至) 大正2年 清国事変書類 巻2 梗概 命令 訓令 往復(2)』(防衛庁防衛研究所蔵 [JACAR <アジア歴史資料センター> 以下『清国事変書類 巻2』と略記する] Ref.C08040980600) 0886。

³ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C0804098600) 0887。

⁴ 『斎藤実日記』(『斎藤実関係文書 書翰の部』[国立国会図書館憲政資料室蔵] 208・日記類 [43]) 明治45年2月14日条・2月16日条。

⁵ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C0804098600) 0881。

⁶ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C0804098600) 0881。

⁷ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0881。

⁸ 「南清沿岸漁業調査」には、2月22日付の本文と下書きの電報が所収されているが、カウンター番号の0880が0881の下書きと判断した。以下がその理由である。第一に、0881には「二月二十二日午後四時申電」と発信の日時が記されている。第二に、0880の「追テ本人ハ(中略)置相成度」の箇所を文中に挿入する矢印があり、それが0881の本文中に挿入されている。

⁹ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C0804098060) 0877。

¹⁰ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C0804098060) 0863～0870。

¹¹ この調査地点について、海軍軍令部第四班長の竹下勇は「楽清湾」を加える、という付箋を貼っ

ている。

¹² 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0873～0875。

¹³ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0875～0876。

¹⁴ 調査地については、「清国閩浙沿岸覚書」の第三条と同様に次のように記されている。三都澳は、長腰島と向鮑島の全部と三都島南岸の一部とその対岸である。羅源湾は、Black SaddleからWindward 港までの沿岸一帯である。興化湾は、「精測図」がないので「未詳」である。金門島およびその附近は、大金門島の南西のFort 港附近一帯と小金門島の東海岸一帯である。

¹⁵ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0863～0869。

¹⁶ 「海外旅券」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980300) 0777～0781。

¹⁷ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0894～0895。

¹⁸ 「南清沿岸漁業調査」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980600) 0890～0892。

¹⁹ 「山本太郎旅行に付弁明の件」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980900) 0919～0921。

²⁰ 「山本太郎旅行に付弁明の件」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980900) 0914～0915。

²¹ 「山本太郎銅山湾視察」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980800) 0910。銅山港は、北緯23.46度 東経117.36度に位置する。

²² 「山本太郎銅山湾視察」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980800) 0908～0909。

²³ 「駆逐艦東雲 自明治44年～大正元年状況報告第1回、第22回(4, 10欠) 大正2年通報第1, 2, 3, 4, 5号(2)」(『清国事変書類 巻40 清国事変に関する 警備概報(20) 止』 Ref.C08041068300) 1101～1102。

²⁴ 「長腰島買収問題」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040981200) 0968～0969。

²⁵ 「山本太郎旅行に付弁明の件」(『清国事変書類 巻2』 Ref.C08040980900) 0923。

²⁶ 『斎藤実日記』明治45年5月2日条。『財部彪日記 海軍次官時代(下)』(坂野潤治・広瀬順晤・増田知子・渡辺泰夫編, 山川出版社, 1983年10月 [以下『財部日記』と略記する]) の明治45年5月2日条には「郡司盛忠氏清国ヨリ帰着, 大臣ニ復命アリタルモ, 予ハ外出シテ会ハズ」とある。

²⁷ 『財部日記』明治45年5月31日条。

- ²⁸ 『財部日記』明治45年6月3日条。海軍大佐で軍令部第四班長の竹下勇はこの日の水交社の晩餐会の出席者について日記に「支那関係者のみなり」と記しており海軍の中でも中国関係者の会合であったことが分る（『海軍の外交官 竹下勇日記』〔波多野勝・黒沢文貴・斎藤聖二・桜井良樹編、芙蓉書房出版、1998年1月〕明治45年6月5日条）。
- ²⁹ 愛久沢直哉については、鍾淑敏「明治末期台湾総督府の対岸経営－「三五公司」の福建樟脳専売問題を中心に－」（『台湾史研究』〔台湾史研究会〕14号、1997年10月）を参照した。
- ³⁰ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0987～0992。
- ³¹ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0987～0992。
- ³² 「山本太郎・台湾經由・福建省」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981800）1055～1056。
- ³³ 「山本太郎・台湾經由・福建省」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981800）1061～1062。
- ³⁴ 「福建ニ於ケル漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982400）1172～1179。東郷吉太郎の郡司成忠への不信心は強く、この事業で海軍が支出を予定していた「起業費」の一部は事業の見込みが立った後に拠出するよう財部彪に注意を喚起している。
- ³⁵ 白井勝美「欧州大戦と日本の対満政策—南満東蒙条約の成立前後—」（『国際政治』23号、1963年）を参照した。
- ³⁶ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0987～0992。
- ³⁷ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0996。
- ³⁸ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0994～0995。
- ³⁹ この電報は「長腰島土地収用ノ件」・「土地収用ノ順序」・「理由」・「事業家ニ土地ヲ使用セシムル案」・「当地ニ於ケル起業」の5点から土地の収用について説明している（「長腰島買取問題」〔『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200〕0974～0984）。
- ⁴⁰ 「長腰島買取問題」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040981200）0974～0986。
- ⁴¹ 「山本ノ漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982900）1253。
- ⁴² 「山本ノ漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982900）1252。
- ⁴³ 「山本ノ漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982900）1251～1253。
- ⁴⁴ 「山本ノ漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982900）1255～1256。
- ⁴⁵ 「山本ノ漁業ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040982900）1254。
- ⁴⁶ 『斎藤実日記』大正2年4月30日条。
- ⁴⁷ 「三都澳に於ける地所買入の件（1）」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040983200）1289。
- ⁴⁸ 「海南丸入港」『台湾日日新報』大正2（1913）年5月17日付。
- ⁴⁹ 東郷吉太郎は、長腰島の東南部で約3万3500坪ほどを5000ドルで購入した、とも報告している（「三都澳に於ける地所買入の件（1）」〔『清国事変書類 巻2』Ref. C08040983200〕1279・1279～1280）。
- ⁵⁰ 「長腰島買取ノ件」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040984000）1612～1613。
- ⁵¹ 「三都澳に於ける地所買入の件（1）」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040983200）1279～1281。
- ⁵² 「三都澳に於ける地所買入の件（1）」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040983200）1304～1307。
- ⁵³ 「三都澳に於ける地所買入の件（1）」（『清国事変書類 巻2』Ref.C08040983200）1312。
- ⁵⁴ 「郡司大尉帰京」『朝日新聞』大正2（1913）年10月24日付。
- ⁵⁵ 幸田成友は、「仲兄郡司成忠」の中で「義会は最初二艘の帆船を往復させていたが、後には一艘となり、それが伊勢湾で難破した時は、代船を建造する資力がもう無かった」と記していて、開南丸の喪失が報效義会の活動を後退させたことが分る（『幸田成友著作集』第七巻、107頁）。

付記 本稿は、科学研究費補助金（「水産業の国際的展開と地域社会の変容—世界と東アジアをつなぐ日本—」挑戦的萌芽研究、研究代表者 麓 慎一）の研究成果である。